

**令和6年度「小さな拠点づくり」情報発信業務・
中国5県中山間地域対策スキルアップ研修会
企画提案競技実施要領**

令和6年5月24日

島根県地域振興部中山間地域・離島振興課

1 提案競技に付する事項

(1) 業務名

令和6年度「小さな拠点づくり」情報発信業務

令和6年度中国5県中山間地域対策スキルアップ研修会

(2) 委託期間

契約締結日から令和7年1月31日まで

(3) 業務内容

別添令和6年度「小さな拠点づくり」情報発信業務・中国5県中山間地域対策スキルアップ研修会委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 提案価格の上限額

4,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

内訳：仕様書1(1)2,940千円、(2)1,060千円

※上記金額には、本業務を実施するために必要となる全ての経費が含まれるとともに、島根県との打合せに要する費用を含む。

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 島根県内に本社、支社又は営業所等の事業所を有する法人（以下「県内法人」という。）であること。

ただし、複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）での参加の場合は、構成員全体の半数以上が県内法人であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(4) 都道府県税を滞納していない者であること。

(5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(6) 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

(8) 当該業務遂行に必要なノウハウを有し、かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に

- 必要な組織及び人員を有し、発注者との協力・連携体制を構築できる者であること。
- (9) 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、コンソーシアム構成員と単独の法人として重複参加しないこと。

3 スケジュール

契約の締結に至るまでの手続き及び時期は次のとおりとする。

- (1) 公募開始 令和6年5月24日（金）※決裁日
- (2) 提案競技説明会 令和6年5月31日（金）
- (3) 質問受付期限 令和6年6月7日（金）
- (4) 提案競技参加申込書提出期限 令和6年6月17日（月）
- (5) 企画提案書提出期限 令和6年6月26日（水）
- (6) プレゼンテーション及び審査会開催 令和6年7月2日（火）
- (7) 審査結果通知 令和6年7月上旬
- (8) 契約締結等協議及び見積依頼 令和6年7月上旬頃
- (9) 契約締結 令和6年7月中旬頃

4 提案競技説明会

提案競技の説明会に参加しようとする者は、説明会参加申込書（様式1）を提出すること。

- (1) 説明会の日時及び会場
令和6年5月31日（金） 10:00 から 11:30 まで 島根県庁本庁 602 会議室
- (2) 提出方法及び期限
令和6年5月30日（木） 12時まで（必着）に電子メールにより提出すること。
- (3) 提出先
11に同じ
- (4) その他
説明会の参加に要する費用は、参加者の負担とする。

5 提案競技参加申込書の提出

- (1) 提出方法
令和6年6月17日（月）までに持参または送付により提出すること。持参の場合の受付時間は9時から17時まで（土・日・祝日は除く。）とし、送付による場合は、書留郵便または書留郵便に準ずるものにより必着とする。
- (2) 提出先
11に同じ
- (3) 提出書類
提案競技参加申込書（様式2）
※コンソーシアムによる参加の場合、その旨を記載し、構成員全員の名簿を添付すること。
- (4) 添付書類（各1部）

- ア 島根県内に事業所を有する者は、島根県税に滞納がないことの証明書（発行後3か月以内のもの、写し可）
- イ 島根県内に事業所を有しない者は、本社が所在する都道府県税に滞納がないことの証明書（発行後3か月以内のもの、写し可）
- ウ 税務署が発行する消費税及び地方消費税に関する納税証明書（発行後3か月以内のもの、写し可）
- エ 法人登記事項証明書
- オ 会社概要書

※コンソーシアムによる参加の場合、コンソーシアムによる参加の場合は、コンソーシアム協定書の写しを添付すること。

また、構成員全てについて該当する書類を添付すること。

(5) 参加資格の通知

令和6年6月18日（火）

(6) その他

参加表明後、提案競技への参加を辞退する者は提案競技参加辞退届（様式3）を提出すること。（提出先は(2)に同じ）

6 提案競技に係る質問

(1) 提出方法

質問がある場合は、令和6年6月7日（金）17時までに企画提案質問書（様式4）によりメールで提出することとし、必ず到着確認の電話をすること。

(2) 提出先

11に同じ

(3) 質問の回答方法

質問及び回答の内容は、質問者名を伏せて、島根県中山間地域・離島振興課ホームページ

（https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/bid_shimanegurashi/tiisanakyotendukuri.html）に掲載して回答する。また、訪問又は電話による質問は、原則として受け付けないこととする。

(4) 質問の回答予定日

令和6年6月12日（水）までに回答する。

7 提案競技の企画提案書の作成、提出方法等

(1) 作成方法

仕様書に記載された要件をすべて満たした内容とするとともに、次について、具体的な提示を行うこと。（様式は任意）

ア 仕様書に定める業務を実施するために必要な事業計画（全体のコンセプト、企画構成内容を明確に記載すること）

イ 業務実施体制

- ウ 本委託業務遂行に必要な従事人数、従事日数（時間）
- エ 業務実績（過去の本委託業務と類似業務の受注実績）
- オ 見積書（業務の実施に係る費用一式の明細を記載）

(2) 提出方法

令和6年6月26日（水）午後5時までに持参または送付により7部提出すること（正本1部 副本6部）。送付による場合は、書留郵便または書留郵便に準ずるものにより、令和6年6月26日（水）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 提出先

11に同じ

8 提案の選定方法

(1) 選定の手順

別に定める令和6年度「小さな拠点づくり」情報発信業務・中国5県中山間地域対策スキルアップ研修会提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、契約候補者を選定する。

(2) 評価については、以下の点を考慮する。

- ア 事業目的達成のための業務の全体計画が示されているか
- イ 各業務において、具体的かつ効果的な手法が示されているか
- ウ 仕様書を達成できる適切な内容となっているか
- エ 委託業務遂行上、十分な推進体制となっているか
- オ 具体的で実現可能なスケジュールが設定されているか
- カ 委託業務遂行上、適正な見積書が提出されているか

(3) 評価及び得点の付与方法は、企画、広報、業務遂行能力等の評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

(4) プレゼンテーション

ア 日程

令和6年7月2日（火） ※時間・場所等、詳細については別途通知する。

イ プレゼンテーションの方法

20分以内で提案競技参加者による説明を行った後、審査委員からの質問時間を15分程度設定する。

(5) 審査結果の通知

ア 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

イ 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

(6) 提案競技参加料

7の企画提案書を提出期限内に全て完備し提出した者に対して、提案競技参加料として1提案者につき10,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払う。（コンソーシアムによる参加は代表法人に対して、単独の法人による参加はその法人に対して支払う。）ただし、企画提案書の内容に不備等（プレゼンテーションを行わない場合を含む）がある

者及び契約候補者となった者への支払いは、行わない。

9 契約の締結

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(4) 支払方法

原則、精算払いとする。

ただし、契約に基づき、前金払いすることができる。なお、前金払いの金額及び時期については、業務の内容、性質等からその必要性を十分検討した上で、決定する。

(6) その他の契約条項

契約予定者と協議の上、定める

(7) その他

- ア 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ島根県に書面で承諾を得た場合はこの限りではない。
- イ 本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。

10 その他

(1) 次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

ア 参加する資格のない者が提案したとき

イ 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき

ウ 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき

エ 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき

オ その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき

(2) 提案競技並びに契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類は他の提案者に対して非公開とする。

(4) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

(5) 提出書類は返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(7) 提案者は、企画提案書の提出をもって、提案競技実施要領及び仕様書の掲載内容に同意したものとする。

(8) 事業の効果、効率性の観点から、採用された企画の内容を変更することがある。

11 提案競技に関する問合せ先

〒690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県地域振興部中山間地域・離島振興課 中野

電話番号：0852-22-5484

メールアドレス：chusankan-rito@pref.shimane.lg.jp